

2007
年度

児童館・学童保育

(放課後児童クラブ)

実態調査報告



全日本自治団体労働組合



2007年度 児童館・学童保育 (放課後児童クラブ)

實態調查報告

~~~~~ 目 次 ~~~~

■ 調査の概要と目的	2
■ 学童保育と児童館で働く職員の雇用実態	4
I. 学童保育で働く職員の雇用実態	4
① 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について	
② 時給制で働く職員について	
II. 児童館で働く職員の雇用実態	10
① 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について	
② 日給制で働く職員について	
③ 時給制で働く職員について	
④ その他、間接雇用、ミニ児童館の雇用実態について	
■ 2007年度 児童館・学童保育実態調査結果	19
① 児童館実態調査結果	
② 学童保育実態調査結果	
■ 全国・都道府県別集計	29
■ アンケート回答用紙	55

調査の概要と目的

自治労では、国や単組の制度要求改善のために「児童館・学童保育実態調査」を2001年・2004年と定期的に行い、これまでのさまざまな運動推進のために活用してきました。

今回は、これに引き続き「児童館・学童保育実態調査」を2008年1月～2月にかけて、自治労に加盟する全市区町村職単組を対象に、市区町村ごとに回答してもらうかたちで実施しました。

調査回答は、45県本部から、736の市区町村で回収ができました。記入者は、回答単組の執行委員クラスが中心です。

今回の調査目標と分析内容は、以下の3点を中心に行いました。



第一は、学童保育（国の事業名「放課後児童クラブ」）で働く職員の雇用実態の調査です。

主に小学校の低学年の留守家庭児童を中心とした「学童保育」は、長い間国は取組みをしませんでした。戦後の高度成長の中で、都市化する一部の都道府県や市区町村が、「学童保育」「児童クラブ」「○○教室」などの名称で独自施策が行われてきました。また、施策のない地域では、必要に迫られた保護者たちが自主運営する学童保育も数多く作られました。

その後、国は1994年エンゼルプランによって、厚生省の緊急保育対策等5ヵ年事業の中で「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）4,500ヵ所」の補助制度を新設し、小学校1～3年生の留守家庭児童を中心に居場所の整備を始めました。これを契機に1998年には児童福祉法の改正を行う中で、事業として法整備しました。そして、2006年5月（厚生労働省調査）には15,857ヵ所の実施数となり、2007年度から始まった「放課後子どもプラン」では、20,000ヵ所（2007年度16,685ヵ所実施：厚生労働省調査）の整備目標が掲げられるなど、急速に拡大しています。

しかし、学童保育は、法的に放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）として位置づけられたため、保育所施設と大きく違い施設基準や職員配置など明確な基準がありません。放課後という概念で進められている国の施策では、家庭に代わる子どもたちの安心安全な居場所づくりとしていくための基盤がおろそかになっています。

また、国の事業運営費補助の算出根拠が、非常勤職員の賃金単価をベースにしていることが職員の劣悪な労働条件を作り出しています。

学童保育は、放課後児童クラブという概念から、学校休業日など長時間保

育も含めた継続的・安定性を必要とする保育現場だという認識が必要です。

このような中で、今回は、職員の雇用など働く実態がどのような状況か、調査結果をさらに時給・月給などに細分化しながら分析に努め雇用改善につなげられればと思います。

第二は、

児童館の実態調査です。

児童館は、高度成長化のなか、1963年に「都市化や核家族化が進み、子どもの安全な居場所（遊び場）の減少や非行化が懸念される」として児童厚生施設（児童福祉法第40条）として整備されてきました。

しかし、児童館を設置する場合は、土地の確保と最低基準以上の建物を建設しなければなりません。また、事業目的が「児童の健全な遊び」という漠然とした概念で、対象も不特定多数の子どもと保護者です。保育所施設のように「親の就労」など利用要件がはっきりしていません。また、行事などの実費負担はあっても、保育料のように利用者負担の割合を多くすることができないのが実態です。

厚生労働省の調査によると、児童館は2006年3月31日現在で4,749カ所に留まっています。また、職員の人工費や事業運営費についても、現在は一般財源化、または民間児童館への補助になっています。

さらに児童館については、整備の伸び悩みだけではなく、規制緩和が進む中、指定管理者制度の導入や統廃合、廃止などの厳しい状況に追い込まれていることが予想されます。このような中で、職員の雇用状況についても厳しくなっていることが予想され、雇用実態について正規・非正規などに細分化し分析を行っていきます。

第三は、

自治労・連合内で児童館・学童保育職場の組織の強化・拡大です。

全体的な調査結果を元に、労働組合として取組むべき課題を浮き彫りにさせながら、子どもの権利を保障する立場で運動領域の拡大、政策分析能力、対外交渉力の強化など、児童館・学童保育の充実を図る運動をするための基礎資料づくりを目的としています。